

令和元年7月備前市農業委員会総会議事録

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 局 長 あ い さ つ
4. 署 名 委 員
10番 森本 誠一 委員 11番 金本 享 委員
5. 議 事

○石原会長

議事につきましては、議案第14号から議案第16号につきましてと報告第6号から報告第8号についてご審議、ご協議願います。

それでは、始めます。

2ページをお開きください。

議案第14号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、受け付け番号1-12、担当は私であります。

座らせてやらせていただきます。高いところから申しわけありません。

じゃあ、始めます。

土地の所在地、新庄下丈田1385-2-1、登記地目、現況地目ともに田、田です。同じく、新庄下丈田1385-2-2、登記地目は田、現況は宅地となっております。田の面積は1,883㎡でございます。のうち、田の部分のほうは1,733㎡、宅地の部分はうち150㎡となっております。これは、宅地っていうのが農業倉庫が建ってる部分であります。譲受人、大内●●●●、●●●●、70歳、無職。譲渡人、岡山市中区倉富■■■■、■■■■、64歳、会社員。譲り受け理由、農地つき空き家購入。この間、先月やっていただきましたあれです。それから、譲り渡し理由、相手方の要望。譲受人の耕作面積は、この農地を取得する面積1,883㎡。ご家族は2人です。

特に、地図をごらんになっていただければわかりますけれども、新庄でも5小字があるうちの散田という地区です。ちょうど今、赤い部分の下に広い道が見えますけれども、これが左に行けば長船のマルナカ長船店です。右に行けば福里という瀬戸内市のほうへ行く道であります。その少し内側に入った丘陵に沿った、に存する田であります。そして、細見さんっていうのが、このちょうど倉庫がある下側のところに細見って書いてあるおうちがあると思いますけれども、これが空き家バンクに出されている。行政の助役をなさったおうちなんですけれども、息子さんも、ご両親が亡くなられて、その助役さんなんか、息子さんの岡山に在住の方がここの権利を持っていらっしゃったんだと思います。

譲り渡し理由は、申請書へ書いてあるのをもう少し丁寧に読み上げてみますと、譲り渡し理由としましては、隣接の両親が住んでいた家屋、兄所有、ご兄弟お二人です、お兄さんのほうは関西のほうにご在住です、の売買が成立し、その買い主が農業をやりたいとの希望があり、申請地を同時に売却することにしたためと。譲り受け理由として、これは佐々木さんのほうですね、農業に興味があり、隣接の住居を取得するに当たり、隣接する申請地を耕作地として取得したいためというふうに書かれてあります。

ということで、双方の要望がマッチングしたので、ここに議案として上程させていただいたということになります。ご審議よろしくお願いたします。

○事務局

それでは、事務局からの3条調査書の報告をさせていただきます。

議案第14号、受け付け番号12番、所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

○石原会長

手順を、緊張しておりました間違えておりました。調査書も説明いただきました。何かご質問、ご意見ございましたら、頂戴いたします。特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、1-12につきまして許可相当の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。全員です。許可といたします。続きまして、山本委員の担当です。1-13、山本委員、説明願います。

○山本委員

それでは、21番山本が議案第14号、1-13番についてご説明いたします。

土地の所在地は、伊部西ノ田913番地。登記地目、現況地目ともに田。登記面積1,433㎡。譲受人は、伊部●●●●、●●●●、50歳、備前焼作家と農業。譲渡人は、伊部■●●■、■●●■、50歳、備前焼作家。譲り受け理由、増反による。譲り渡し理由、相手方の要望。要望理由は、太陽光発電を行いたいという話を聞き、それならば田が隣なので譲ってもらえないかという話になり、合意しました。譲受人の耕作面積2,385.91㎡。家族数5人、耕作者数3人。

場所は、地図の2ページをごらんください。

伊部、リフレセンターびぜんの新幹線の北側に当たるところです。

審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○石原会長

事務局願います。

○事務局

議案第14号、受け付け番号13番、所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

○石原会長

それでは、1-13について、ご質問、ご意見を頂戴いたします。

○草加委員

お尋ねします。

今、聞き取れなかったんですけど、今の現状はどういうことでしょうか。

○石原会長

田の状態ですか？。

○草加委員

現状？。

○山本委員

草は刈っとんで、耕せばすぐに田ができる状態です。

○草加委員

それと、5ページのところに●●●●さんで、これも何か利用するということが1,061㎡をこれは水稲をつけるということになっとられるんですけど、それと含めて。そういうのもあったんですけども、もう一回、太陽光を、どう言われたんですかね、聞き漏らして申しわけありません。

○石原会長

山本委員、もう一遍そこを丁寧に説明してください。

○山本委員

譲渡人の■■■■さんが、家のすぐそばなんですけど、この913番地に太陽光を設置しようかなという話を●●●●さんが聞きまして、それならうちの田んぼが隣ですから譲ってもらえないか、太陽光よりは耕作したほうがいいんでという話し合いでそういうふうになりました。以上です。

○草加委員

わかりました。聞き漏らしてて済みません。そういうことはいいことなんで、よかったと思います。ですから、ことはまだそれじゃあ稲をつけてないんですね。

○山本委員

はい。引くのは引いとるけど、来年からということ。

○草加委員

わかりました。ありがとうございました。

○石原会長

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

それじゃあ、ないようですので、1-13につきましてご判断願います。
許可相当の委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員です。許可といたします。
1-14に参ります。
藤森委員、説明願います。

○藤森委員

22番藤森が議案第14号、1-14について説明します。

土地の所在地、蕃山持田210-1、登記地目、田、現況地目、田。登記面積1,364㎡。譲受人、蕃山●●●●●、●●●●●、60歳、教員と農業ということです。譲渡人、蕃山■■■■■、■■■■■、83歳、農業。譲り受け理由、増反による。譲り渡し理由、農業廃止。譲受人の耕作面積は2,426。家族数は両親を含めて6名ということで、耕作しております。

地図の3ページ、蕃山のブルーライン蕃山ジャンクションより恐らく1キロぐらいの寒河寄りのところです。右側の下のほうが日生・寒河線、持田から佐那高下への市道のすぐへりということで、農道が広いのがついてまして、今それで。

それでは、そういうことで説明を終わらせてもらいます。審議のほどよろしく願います。

○石原会長

それでは、事務局、調査書をお願いします。

○事務局

議案第14号、受け付け番号14番、所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、1-14につきまして、ご質問、ご意見を頂戴いたします。

藤森さん、●●●●●さんは▲▲▲▲▲さんの息子さんじゃね。

○藤森委員

そうです。

○石原会長

農業委員じゃったね。

○藤森委員

はい。

○石原会長

娘さんは福田から嫁がれてますね。余談ですけど。

何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、特にないようですので、ご判断願います。

1-14につきまして、許可相当の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。1-14につきましては、許可といたします。

○藤森委員

ありがとうございました。

○石原会長

1-15に参ります。

大平委員、説明願います。

○大平委員

それでは、1-15につきまして、16番がご説明をいたします。

土地の所在地は、吉永町多麻大多良1203番地-2。登記地目、畑、現況地目も畑でございます。登記面積は109.00です。それで、借受人・譲受人ですが、赤磐市桜が丘西●●●●●、●●●●●、36歳。貸出人・譲渡人ですけれども、兵庫県赤穂市山手町■■■■■、■■■■■、33歳、電気工事士。譲り受け理由、土地つき空き家購入、譲り渡し理由は耕作不便。耕作面積は109でございます。家族数はゼロでございます。

この方は、私のところへ来たときに土地を買いいたいということで来られまして、この土地がありまして、紹介じゃないんですけど、どっかから聞いてきて買われました。それで、何かようわからん人間なんですけど、一人でもふえりゃあええかなという考えで、そんなに悪い者じゃねえですから、よいと思いますけども。

そういうことで、ご説明を終わります。判断をお願いします。

○石原会長

それじゃあ、事務局説明願います。

○事務局

議案第14号、受け付け番号15番、所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

○石原会長

それでは、説明いただきましたので、皆様方からご質問、ご意見を頂戴いたします。

その何かわからんというのは、ちゃんとこの農地は農地として。

○大平委員

いやいや、人間的にわからん。

○石原会長

人間的に不可思議な方。

○大平委員

初めて見て、来て、何か知らん、うっとうしい顔をして口ひげを生やしてな、ようけありゃあええんじゃけど、ちいとばあなんですわ。へえで、来て、判こをくれえというて言うから、あんたの判こをもろうたら土地が何じゃかんじゃと言うから、そりゃ買えるんじゃけどというて一遍は蹴ったんですよ。人相がわからんのんで、あんた誰ならというたんです。それで、それからその次に来て、こうこうじゃということで、一応判断してよろしかろうということにしました。それで、この家は、私のよく行きよったおばさんとこの家なんですよ。それで、娘さんは1人は上郡で1人は岡山において、へえで■■■■さんは赤穂なんですけども、これは長女の息子じゃと思います。それで、ずっと帰ってないですから、へえで山も田んぼも全部売ったらしいです。

○石原会長

というようわからん内容の説明を入れさせていただきました。
そのほか何かありますか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。
1-15につきまして、許可相当の委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

約1名を除いて全員です。許可といたします。

○大平委員

ありがとうございました。

○石原会長

判断するにもよくわからんですね、瀧川さん。

○瀧川副会長

そうですね。

○石原会長

3ページへ参ります。
議案第15号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受け付け番号1-8、幡上委員、説明願います。

○幡上委員

3番の幡上が、議案第15号、番号1-8について説明させていただきます。
土地の所在地、浦伊部丈太198番。登記地目、現況地目、田。登記面積1,277㎡。譲受人、都窪郡早島町早島3542番地11、合同会社L i n c o n t r o。譲渡人は、浦伊部■■■■■■■■、77歳。転用目的、施設の概要、太陽光発電施設、太陽光発電7棟、1,206㎡。農地区分、3種。

地図としまして、5ページ、備前中学校の南の筋、これらの川沿いの田でございまして、ここに太陽光を設置したいということなんですけど、この用地そのものが利用権設定がされておまして、8ページ、1-6の利用権設定合意解約、名前が違いますけど、これは■▲▲、お母さんの名前でございます。利用権設定で◆◆◆◆さんが利用権設定をしておりましたけど、地図の東になるんですけど、この地図では右の田んぼが◆◆◆◆さんの私用地なんですけど、ここに入るために利用権設定をして、耕作を今までされてきてましたけど、もう今は作付をしておりません。それで、保存管理をしたいということで、今赤枠を引いてます下のほうから右の田んぼに入るための道を2m確保してくださいという条件つきでのお話がありまして、2mの道をつけますという了解がとれております。

ただし、今までの経過をお話しさせていただきます。1月にお話がありまして、あと2件につきましては、以前皆さんにご承認いただいた太陽光2件があります。そのときに同時にここのお話もありましたけど、今言ったような条件つきということで、ここを業者が保留にしますというお話が出ましたので、保留。その後、ここについてはこの話は取りやめますというお話がありましたが、突如お話がこちらにないまま議案書に出てきました。こういった連絡もなし、私の議案書もなしということで出てきて、業者のやり方がいかなるもんかということをし少し疑問に思います。ここの議案に上がる前に、もう電柱も立てて、8月から工事をしますというようなこともしておりますので、いかなるものかと思いつつ、事務局とのお話で、書類等がきちんとできておればいいのかということできょう議案に出させていただきます、皆さんのご審議、ご採決をお願いしたいと思います。

以上です。

○石原会長

丁寧な説明、ありがとうございます。
それじゃあ、事務局。

○事務局

議案第15号、受け付け番号8番でございます。

まず、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど幡上委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電施設ということでありますので、目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、必要な資金については借入金で賄う計画でありますので、適当であると考えます。

また、転用の行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、先ほどの幡上委員のご説明のとおり、今回の報告第7号で合意解約通知が提出されております。

また、申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電施設のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。

次に、周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、1-8につきましては、皆様方からご意見、ご質問を頂戴いたします。

○草加委員

先ほど幡上さんとも打ち合わせしたんですが、今、まちづくりということであの地区が計画の見直しをしてるということは、皆さん承知のことだと思います。それによりまして、ここの土地がちょうどその都市計画法による道路計画の真っただ中なんですね。そこへというようなことでどうなんですかと言うたら、太陽光は建築じゃありません、建築物じゃありませんからと、こういうと言われる。それはそのとおりなんですけど。ですから、先ほど幡上さんと言うたんですけど、もしここに道路ができるときには、立ち退きというようなことの話も出るし、買い上げのときにも、かえって面倒なお金を払って買い上げていかなければ行政も困るんじゃないかなというようなことをちょっと疑問に感じましたので、私としてはまだこの都市計画法の第53条のこの地区のことは生きてるわけですから、それからいうて行政の中では、いや、もう仕方がないんだと言われたんだけど、仕方がないということはまことにいい言葉で、承諾しがたいというようなことを感じましたので、ちょっと意見を述べさせていただきました。

○石原会長

それにつきまして、事務局は何かありますか。

○事務局

この件に関せず、農地転用の申請が出てきた時点で、その申請書ごと市役所のいろんな各課へこういう申請が出てますということで回覧して、許可、不許可というような感じで意見を求めています。この案件に関しても先ほど言われた開発行為の関係の担当部署のほうに、こうしてきょう議案として上げる前に事前に伺いとか確認しまして、担当課長のほうから可、特に言うことはなしということで、先ほど草加委員の言われたとおりの対応でいただいております。

○石原会長

そうすると、草加さんの懸念というのは問題にならないって、別に差し支えないということなんですか。

○事務局

担当部署のほうからは差し支えないというような回答をいただいております。

○石原会長

何か。

○草加委員

今のようなことが全部議事として残していただいとったら、それが証拠として採用されるわけですから、意見として、議事として残しといてください。

○石原会長

議事録をとってますんで、ちゃんと残しておいてください。

○今協委員

先ほど農業委員の方は、ここに進入路として2m残してくださいという意見を言われとるわけでしょう。

○石原会長

農業委員じゃないですよ。幡上君、ここの隣地の方が言われとるんですよ。

○今協委員

隣地の方が言われたん。

○石原会長

はいはい。

○今協委員

それで、農業委員さんのほうにもここに太陽光をするという書類を確認してもらわれたんですか。それとも、農業委員さんとしては、そういう会社からの例えば印鑑とかというようなものじゃなしに、市役所の課のほうへ直接行かれとるわけですか。

○幡上委員

一応太陽光についてのお話はいただいておりましたが、先ほど説明どおり太陽光をするといいながら途中でやめるという話が出て、そのままになって、最終的にまたするというのを私が聞いてないというお話をさせていただいたんです。

○今協委員

だから、農業委員さんとしたら、やめるということを知っていて、それから後はまた太陽光をするということはしられなかったということですね。

○幡上委員

そうです。

○今協委員

そういうことが、今後、農業委員はやめることは聞いとるけど、実際には農業委員の印鑑とかそういうものがなくても、事務局と業者とが話をすればいいという……。

○幡上委員

そういう意味で私が言ったんじゃないかって、以前に許可したところの判子、許可書、意見書を使って、たまたま業者のほうの先方が営業がかわったものですから、引き継ぎがきちんとできてなくて、これを使って書類を提出したらいいよということで出してしまったということで、断りは来ましたので。ただし、先ほども言いましたように、議案書が私のほうへ届いてから初めて、ここで改めて太陽光をつくると、するということがわかったので、急遽事務局とのお話をさせていただいて、業者も呼んでお話をさせていただいて、意見書に判子をついたという状態です。

○今協委員

わかりました。要は、農業委員さんのほうはやめるということは確認しとったけれども、また書類は事務局のほうへ出たということはしられなかったということですね。

○幡上委員

そうです。

○今脇委員

そういうことが農業委員会で今後あって、どんなんでしょうか。お尋ねします、事務局のほうへ。

○石原会長

スキップしたような格好になつとる、再燃して、この議案が。それについて今脇さんがご不満というか、それでいいんでしょうかという投げかけです、事務局。手続上の問題ですよ、要は。それでよろしいで済むんですかという。

○幡上委員

私も議案書が届いて、いかなるもんかと。きちんと説明ができなかった場合は、この議案については取り下げるといふ事務局のほうからのお話も聞いてたんですけど、業者のほうがちんと来て、こういうことで前に行かせていただきたいんですということなんで、また議案書を出すのも大変でしょうから、ここまで来てるんだったら議事に出したほうがいいかなということできょう出させていただいたということです。

○石原会長

だから、一応納得はしたんじゃない。

○幡上委員

私はですよ。あと、事務局のほうのお話は聞いてください。

○石原会長

事務局、今の今脇さんのことも含めて。

○事務局

形上の書類的には、先ほど幡上委員が言われたとおり、以前の確認書をつけてきたということでそろっとりましたんで、チェックしまして、今回議案として上げさせていただきました。そしたら、幡上委員のほうから、これは話が違うということで連絡をいただきまして、幡上委員とお話しさせてもらって、業者のほうもこちらから連絡をとって、どうということならということで聞きただして、さっきの幡上委員からの説明のとおり、この春で業者の担当がかわって、うまいこと引き継ぎがいけなくて、何か変な形になつとるんですけど、とりあえず事務局といたしましても、担当の農業委員さんが聞いた話と違うということで、すぐに連絡をとって、説明をなささいというふうな感じで指導させていただきました。本来はこういうことは当然起こらないと思うんですけど、どうしてもこの春で年度を越して業者のほうも行ってきた事業ということで、担当の引き継ぎがうまくいってなくて、書類が変な形になつとるという感じなんで、今後もまた変な事案がありましたら、遠慮なく事務局のほうへ連絡いただいたら、事務局から業者のほうへ問いただして厳格に対応したいと思いますし、今回の件に関しても厳重に業者のほうに注意をしたいと思います。

以上でございます。

○石原会長

それから、先ほど許可がまだ出てないのに電信柱が立つとるとかという幡上君はおっしゃってたけど、実際にそうなんですか。

○幡上委員

それがために私も電柱を立てた業者に、どっからの指示でと、どういうことなんだろうかと、何をするための電柱なんですかと言ったら、太陽光をするための電柱ですと。工事はいつからするんと言ったら、8月ですという説明は聞いて、ここが中止になった話を私は聞いてたんで、山本さんの川向かいにちょうどなるんで、あそこの話はどうなったかなということ、取りやめになったよというような話を私もしてたんですけど、おい、電柱が立ったよというて言うたら、あれ、おかしいなと思いつつ、業者に聞いて、それがもう議案書の届く1日か2日前ですわ。議案書が来て、ああ、またここの話が上がったんかなということ、事務局のほうへどうなったんですかという問い合わせをしたわけです。

○石原会長

電柱が、既にこの一帯のものの中の一つとして、構築物というか関連のものですよね、許可がないのにやっちゃつとると。やっちゃつとるんじゃないら、始末書を出さなきゃいけないのに、今事務局のは違反なしって、こう言われたんです。始末書はついてません。これはどう判断なさったんですか？

○事務局

議案を発送して直前だったもので、この書類上こういう感じになつとんですけど、当然始末書のほうを提出させて、厳しく注意したいと考えております。

○石原会長

明らかにそれは関連の電柱だもんね。

○事務局

そうです。

○石原会長

一帯のものだから、先んじとるわね。

ということは、始末書を待って皆さん判断しますか、それともきょう3種の農地だから、どうせできるんだからというんで判断しますか、委員さん。

○委員

その前に、何か進入路云々という話があったと思うんですが、どうもこの計画書によると進入路とかの計画はないんじゃないかと。

○幡上委員

それは間違いなくお聞きしておりますから。この図面には描かれてないんですけど、私が預かってる図面には。

○石原会長

ああ、そうですか。

○幡上委員

はい。

○石原会長

提出、添付されとる図ももう少し不備であると、進入路を計画してあるんだったらということ。

どこらあたりを通る予想なん、この図で言えば。

○幡上委員

道が左側にありますんで、今の農道が。それで、ここへ5 mというて書いてますね。その下のところから。

○石原会長

この周辺をずっと下へおりていって右へ行くようになるん。

○幡上委員

そうです。その縁を2 mとるということで。

○委員

下と。

○石原会長

下。

○委員

南と。

○石原会長

下でしょ。

○幡上委員

うん、下側、下側。南側。

○石原会長

下へおりてきて右へ上がるという感じでしょ。

○委員

そりゃ当然、そういうことです。

○委員

ということは、合わせて広うなるという話じゃろ。真ん中へ水路があって。

○委員

そうそう、そうそう。

○石原会長

よろしいか。

あとありませんか、皆さん。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、きょうご判断願っていいんですか、これは。始末書がないんだけど。始末書を出すということで来月。

○委員

保留にしましょう。

○石原会長

どうします。保留にするか、もしくは来月出して、ちゃんとしたこの図面もきちっとして、道路のここを通るんよというのも添えて判断するか、つまり保留にするか。

○委員

保留よ。

○石原会長

どうしましょう。

○委員

保留がよろしい。

○石原会長

じゃあ、保留がよろしいという意見が出てんですから、保留の農業委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○委員

始末書を出して。

○石原会長

始末書とこの計画図のほう、きちっとしたものを出しなさいということですね。じゃあ、きょうは保留といたします。櫻本さんだけがええんじゃねえのと。

○櫻本委員

いや、挙げた。

○石原会長

みんな保留でということで、この案件は保留にいたします。来月までに今のを事務局はお伝えください。

○瀧川副会長

関係者というんですか、この地区の辺の責任者なんかの同意書をとりに回ったらいいいんじゃないですか。

○幡上委員

同意書はいただいております。

○瀧川副会長

もらっとるん。

○幡上委員

はい。書類に不備はないんです。ただ私の判こがなかったという。

○石原会長

いいですね、いいですね、瀧川さん。もらってるっていうことで。

○瀧川副会長

わかった。

○石原会長

じゃあ、とりあえずこれは保留といたしますので。

○山本委員

ということで何回も出とんですけど、始末書というんか。悪う考えれば、先にやっとい
て紙一枚書いたら済む感じにならへんですか。

○石原会長

なります。

○山本委員

撤去しなさいという判断はないんですか。

○石原会長

じゃから、それ以外のいい知恵がありますか、皆さん。

僕もそれはじくじたる思いがあるんですよ、出しゃええんじやろうという感じで。

○山本委員

もとに戻しなさいというて。

○石原会長

だけど、それは2遍も続きませんから。一遍それを出してしもうたら、次もし同じ業者
がそんな行為をしたら、今度は始末書ではもう通じませんよという意味ですよ、始末書と
いう意味は。だから、それは重いんです。始末書を出しゃええんじやろうというぐらいのと
きは、ほんまにええんか、それでということになるけど、2遍それは通じません。2遍目
それをやったら絶対それは許可しないんです、それを幾らつけても。という意味が始末書
です、山本さん、いいですか。

○山本委員

はい。

○石原会長

ということで、今のようなことを添付していただいて、完全な形で来月、それは今度は皆さん、内容はわかりましたので、ご判断は簡単にできると思いますので、よろしく願いいたします。これは、保留案件といたします。

○幡上委員

ありがとうございました。

○石原会長

それでは、4ページ、議案第16号農用地利用集積計画を定めることにつきまして、市長から通知がございまして、皆さんにお諮りくださいということでございますので、5ページ、利用権設定が出ておりますけれども、皆様方、何かお気づきのことがございましたらご指摘ください。

○草加委員

5ページの70番の住所が岡山市になつとられるので、そこの辺の説明か何かお聞き願ったらと思いますが。

○石原会長

これは佐山の、今脇さんか藤澤さんかどちらかな。

○今脇委員

●●●●さんは、通勤農業を毎日来てしとられる方です。お生まれは佐山です。

○草加委員

通勤農業、いい言葉ですね。今後、使わせていただきます。ありがとうございました。

○石原会長

そのほか何かありますか。

今回、新規の方が多いですね。

今脇さん、この●●●●君は例の兵庫からこっちへ来てブドウをなさりようる。先ほど休憩室でお話したんだけど、これは野菜は、ブドウが彼は主力でしょう。

○今脇委員

といいますのが、私は鶴海の◆◆◆◆さんの田ですか、野菜をつくつとんのを見た、現地確認をしております。

○石原会長

藤澤さんも余り見てない、何をつくってるかというの。

また見といて教えてください。

○今脇委員

はい。

○石原会長

それじゃあ、皆さん、これはご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、承認されました。

6 ページに参ります。

報告案件です。報告第6号農地法第3条の3の規定による届出が出てございます。

新庄絡みが3人、相続ですね。7ページもそうです。1-4に関しては、これは●●●●校長先生がおったと思うんですけど、備前中に通われてる方、その息子さんですね。この●●●●さんも先生をされよった人で、この人も退職なさってますけれども、その●●●●さんが、校長先生のほうが亡くなられての相続が出ております。これは、ほぼほかの方につくっていただいておりますんで、あっせん希望がないっていうのはそういう意味だと思います。

それから、兵庫県の●●●●さんで、これはどなただろうかなと思ってずっと考えよったんですけども、私のところへもこの分は来ませんから、ずっと見てたら、これは●●●●●先生の絡みで●●●●先生の、●●●●先生も今施設に入っちゃってますけれども、吉永のほうの校長先生も多分小学校の先生をしたと思うんですけども、その長女は僕と同級生で●●●●さんのところへ嫁いどんですけれども、この▲▲という姓じゃないんです。次女がいらっしゃるからひょっとしたら次女のほうへこれがあれしとんのかなと思うたりも、次女の息子さんか何かかなと思っておるんですけども。

それから、1-6に関しては、これは隣の磯上の方が新庄に入り作というか、新庄地内に持っている田という意味ですね。

ということで、相続の届け出があったということで、お含みおきください。

8 ページに参ります。

報告第7号農地法第18条の規定による合意解約通知が出ておまして、さっき●●●●●の35-1、ちょうどここに●●●●●先生の報告第6号の1-5のところの●●●●●の35-1っていう1,277㎡って書いてあるところが、ちょうど報告第7号の1-4のところへ出ていると思いますけれども、これは●●●●●君で、旧赤坂町の方が新庄、畠田地区の辺へ来て水稻栽培をなさったんですけれども、そこのところを今、ことしは●●●●●君という方がつくられるようになりまして、解約が出ておるということでもあります。利用権設定されてまして、解約という意味です、それは。

それから、1-5の解約は、僕が知ってる範囲で申し上げますと、この●●●●●さんという方、畠田の方なんですけれども、●●●●●さんも畠田ですけど、今後予想される、ほぼほぼ決定ですけども、コーワンがちょうどNTNの南側といいますか、ところへもう少し拡張していきます、倉庫を。そこのところでこの●●●●●さんが売らないという、固辞してたんですけれども、ここで首を縦に振られたということを情報を聞いてまして、●●●●●さんと合意解約して、コーワンへ売却するという、そして転用が出てくると思います。この●●●●●さんだけじゃありません、もう少し。三木さん、何名ぐらいでしたっけ。

○三木委員

13名。

○石原会長

13名。●●●●●さんも含めて13名。

○三木委員

14名。

○石原会長

14になりますね、がそのうち出てくると思います。

一番下は、先ほど幡上君に説明していただいたやつですね。

そして、一番最後の9ページは、これはいわゆる上位法である通信法のほうで、報告です。

農地法規制規約該当転用届が、東片上の沖田っていうところで、KDDIが無線基地局を設置するんだという届けが出ております。

以上をもちましてきょうの審議、協議は終了いたします。ご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

7. そ の 他

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 10番 森本 誠一 委員

備前市農業委員会委員 11番 金本 享 委員